

京都大学	博士 (法学)	氏名	仲 卓真
論文題目	株式の準共有関係と会社法106条に関する規律 —主に事業承継の場面を中心に—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>同族会社では、その多数の株式を有している株主の死亡により相続が発生して、当該株式が、遺産分割までその複数の共同相続人によって準共有されることがある。このような場合に、共同相続人間で株式の権利行使に関して争いが生じたときには、この争いは、その会社ひいてはその利害関係者にも影響を及ぼし得る。会社法106条に関する規律は、このような場合にも適用される。</p> <p>このことを踏まえて、本論文は、株式の準共有関係と会社法106条に関する規律についての検討を行って、事業承継をより円滑に行うことができるような規律が存在するのか、そのような規律が存在するのであればどのような法的構成で実現できるのかを検討するものである。</p> <p>まず、第2章で前提問題についての本論文の立場が示された後に、第3章で、議論の現状が整理された上で、検討すべき課題が提示される。第1の課題は、会社法106条の目的は何なのか、その目的に照らすと本条の規律内容はどのようなものであるべきなのかである。第2の課題は、より円滑な事業承継のための規律はどのようなものであるべきなのかである。</p> <p>そこで、第4章では、日本法への示唆を得るために、ドイツの株式法69条1項および有限会社法18条1項に関する規律が網羅的に考察される。この考察から得られる主な示唆は、次の2点である。第1に、有限会社法18条1項の目的は、一体的でない社員権行使からの会社の保護である。これに対して、株式法69条1項の目的は、共同権利者間の内部関係の不明確性からの会社の保護のみ、又は、そのような保護と一体的でない社員権行使からの会社の保護の両方のどちらかである。第2に、従来、会社法の平面と相続法の平面の厳格な区別が当然視されていたが、近時、それに対し疑問を呈する見解もある。そして、会社法が相続法の平面に影響する際の態様は、4種のものがあり得る。</p> <p>そして、第5章では、このような示唆を参考にしつつ、日本で検討すべき課題が検討される。</p> <p>まず、第2節では、会社法106条の目的が、ドイツ法からの示唆および本条の沿革を踏まえて検討される。本条の第1の目的は、準共有者による一体的な権利行使の確保である。これは、一株の株式の実質的な分割の防止という側面と会社の負担増加の防止という側面によって構成されている。また、第2の目的は、準共有者間の内部関係の不明確性からの会社の保護である。もっとも、これらの目的に鑑みる</p>			

と、立法論としては、公開会社にのみ本条の規律を適用することもあり得る。

そのうえで、第3節では、これらの目的に照らして本条の規律内容が検討される。前提として、本条本文は、共有者の内部決定に基づく実行に関わる規律にとつてのみ、民法264条にいう「特別の定め」である。解釈論として、まず、会社法106条にいう「株式についての権利」には、株主として会社に関する訴訟を提起する権利を除く株式についての全ての権利が含まれる。また、本条但書以外の本条本文の例外として、準共有者全員が株式についての権利（株主総会への出席権を除く）を同時に一体的に行使する場合が挙げられる。

次に、第4節では、権利行使者に関する一般的な規律が検討される。まず、外部費用と意思決定費用の総和を最小にするという観点からは、権利行使者の指定についての規律として多数決説を採用するべきである。もっとも、多数決説を採用した場合の弊害は、他の手段により抑えられるべきである。しかし、従来の見解でその弊害が十分に抑えられているとは言い難い。

そこで、第5節では、そのような弊害を緩和して、事業承継をより円滑に行うことができる規律として、各準共有者による不統一行使の主張を認める可能性について、主に議決権行使の場面を念頭に置いて検討される。

まず、各準共有者による不統一行使の主張を認める必要性が示される。会社経営のリスク負担に応じた議決権を認める必要性は、不統一行使の必要性を肯定も否定もしない。しかし、共同相続人間の利害対立の妥当な解決にとつての不統一行使の有用性、及び、相続人等に対する株式売渡請求制度の運用にとつての必要性は、不統一行使の必要性を基礎づける。

そのうえで、各準共有者による不統一行使の主張を認める理論構成が示される。まず、複数の株式が準共有されている場合、その複数の議決権は全体として集合的に取り扱われる。そして、そのような複数の議決権は、有体物とは異なり、準共有者間での分配に際して調整を要しない。したがって、その複数の議決権を準共有持分に応じて分配することで、各準共有者は、民法252条による調整を要することなく議決権を行使できる。よって、議決権については、原則として、民法264条による準用の際に民法252条は適用されず、民法249条に基づき準共有持分に応じて使用できる。

(論文審査の結果の要旨)

準共有状態にある株式の権利行使の仕方について規律する会社法106条は、同族会社において大株主が死亡し、その共同相続人間で株式の権利行使に関して争いが生じた場合にも適用される。しかし、会社法106条の趣旨は、共有に関する民法の規律との関係も含めて十分に明らかにされているとはいえず、裁判所も対応に苦慮しているように思われる。本論文は、同族会社における事業承継を視野に入れつつ、準共有状態にある株式の権利行使に関する規律の在り方を検討するものであり、特に次のような点で学術的に大きな意義が認められる。

第1に、本論文は、この問題に関する先行研究が会社法106条の立法趣旨を明らかにしないまま、ややもすれば同族会社における事業承継の在り方に関する論者の直感に頼った議論をしがちであることを指摘したうえで、会社法106条の趣旨および同規定と共有に関する民法の規定との関係を明らかにしつつ事業承継の観点から望ましい規律を探るという研究の目標を設定し、これを資料の丹念な読解と緻密な分析、さらには著者の優れた論理力により、高い完成度をもって成し遂げた。47万字以上の大著でありながら、冗長さを感じさせない本論文の構想と論理的展開は実に秀逸である。

第2に、本論文は、とりわけ会社法106条の趣旨の解明にあたり、先行研究では断片的にしか紹介されていなかったドイツ株式法・ドイツ有限会社法の関連規定とそれを巡る議論を網羅的に紹介したほか、先行研究では全く触れられることがなかった会社法106条の前身となった規定に関する議論を明治期の立法資料にまで遡って明らかにした。粘り強い探索によって渉獵された比較法資料や立法資料は会社法106条の趣旨に関する著者の論証に説得力を与えるとともに、本論文の資料的価値をもおおいに高めている。

第3に、本論文は、実際に生じうる共同相続人間の紛争を解決するための規律として、各準共有者が株式の議決権を不統一的に行使することを認めるべきであるとの解釈論を提示し、これを会社法・民法の規律の目的論、法の経済分析の視点、さらには戦前から1960年代にかけての古い会社法理論をも参照しながら、多様な観点から説得的に根拠づけた。

これらの点を勘案すれば、本論文が、会社法106条の規律に関する議論の理論的到達点をなし、この分野の研究者が今後必ず参照すべき必須文献となることは明らかである。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、平成30年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問

を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。